

## 付 議 第 6 号

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

令和7年12月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

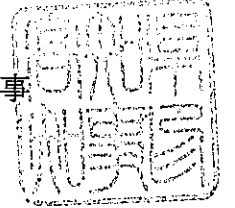
（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



7 高財政第 355 号  
令和 7 年 11 月 13 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 7 年 12 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見について

令和 7 年 12 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 3 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 4 公立学校職員の給与に関する条例及び公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 5 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 6 令和 7 年度高知県一般会計補正予算（所管分）

第 号

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月 日提出

高知県知事 濱田 省司

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

(高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年高知県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

第2条 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合には100分の126.2、12月に支給する場合には100分の126.3」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

(知事等の給与、旅費等に関する条例の一部改正)

第3条 知事等の給与、旅費等に関する条例(昭和28年高知県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の170」に改め、同条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

第4条 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合には100分の126.2、12月に支給する場合には100分の126.3」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改め、同条第2項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合には100分の126.2、12月に支給する場合には100分の126.3」に、「100分の170」を

「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の議会の議員の条例」という。）及び第3条の規定による改正後の知事等の給与、旅費等に関する条例（同項において「改正後の知事等の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の議会の議員の条例又は改正後の知事等の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例又は第3条の規定による改正前の知事等の給与、旅費等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の議会の議員の条例又は改正後の知事等の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案要綱

1 条例改正の目的

この条例は、議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の額について、一般職の職員の例により改定しようとするものである。

2 主要な内容

令和7年12月期及び令和8年度以降の期末手当の支給月数を次の表のとおり引き上げること。

区分	本条例施行前の支給月数		本条例施行後の支給月数			
			令和7年度		令和8年度以降	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
県議会議員	1.65月	1.65月	1.65月	1.70月	1.675月	1.675月
	計 3.30月		計 3.35月		計 3.35月	
知事	1.65月	1.65月	1.65月	1.70月	1.675月	1.675月
	計 3.30月		計 3.35月		計 3.35月	
副知事 公営企業局長 常勤の人事委員会委員 常勤の監査委員 教育長	1.65月	1.65月	1.65月	1.70月	1.675月	1.675月
	計 3.30月		計 3.35月		計 3.35月	

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月期の期末手当に係るものは、令和7年12月1日から適用する。ただし、令和8年度以降の期末手当に係るものは、令和8年4月1日から施行する。

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の額について、一般職の職員の例により改定しようとするものである。

新 旧 対 照 表  
新 旧

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜粋）

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜粋）

（期末手当）

（期末手当）

第 4 条 議会の議長、副議長及び議員で 6 月 1 日及び 12 月 1 日に在職する者には、それぞれの期間につき期末手当を支給する。これらの期日前 1 月以内に、辞職し、失職し、除名され、又は死亡したこれらの者についても、また同様とする。

第 4 条 議会の議長、副議長及び議員で 6 月 1 日及び 12 月 1 日に在職する者には、それぞれの期間につき期末手当を支給する。これらの期日前 1 月以内に、辞職し、失職し、除名され、又は死亡したこれらの者についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ 6 月 1 日又は 12 月 1 日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 45 を超えない範囲内で知事が議会の議長と協議して規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員の給与に関する条例第 21 条第 2 項中「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 170」とし、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議会の議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議会の議員の職にあったものとする。

2 期末手当の額は、それぞれ 6 月 1 日又は 12 月 1 日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 45 を超えない範囲内で知事が議会の議長と協議して規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員の給与に関する条例第 21 条第 2 項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 165」とし、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議会の議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議会の議員の職にあったものとする。

3 略

3 略

新 旧 対 照 表  
新 旧

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜粋）

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜粋）

（期末手当）

（期末手当）

第4条 議会の議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日に在職する者には、それぞれの期間につき期末手当を支給する。これらの期日前1月以内に、辞職し、失職し、除名され、又は死亡したこれらの者についても、また同様とする。

第4条 議会の議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日に在職する者には、それぞれの期間につき期末手当を支給する。これらの期日前1月以内に、辞職し、失職し、除名され、又は死亡したこれらの者についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ6月1日又は12月1日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で知事が議会の議長と協議して規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員の給与に関する条例第21条第2項中「6月に支給する場合においては100分の126.2、12月に支給する場合においては100分の126.3」とあるのは「100分の167.5」とし、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議会の議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議会の議員の職にあつたものとする。

2 期末手当の額は、それぞれ6月1日又は12月1日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で知事が議会の議長と協議して規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員の給与に関する条例第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の170」とし、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議会の議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議会の議員の職にあつたものとする。

3 略

3 略

新 旧 対 照 表

(第3条関係)

新  
知事等の給与、旅費等に関する条例（抜粋）

旧  
知事等の給与、旅費等に関する条例（抜粋）

第2条 給料は別表第1及び別表第2に定める額とし、給料以外の給与は通勤手当、期末手当及び退職手当とし、次項に定めるもののほか職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当の算出の基礎となる額は給料月額及び給料月額に100分の45を超えない範囲内で、規則で定める区分に応じて、規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とし、同条例第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の170」とし、知事が離職した場合の同条例第21条の3の規定の適用については同条中「任命権者」とあるのは、「知事」とする。

2 知事に対する期末手当の支給については、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）第4条から第6条までの規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の170」とする。

第2条 給料は別表第1及び別表第2に定める額とし、給料以外の給与は通勤手当、期末手当及び退職手当とし、次項に定めるもののほか職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当の算出の基礎となる額は給料月額及び給料月額に100分の45を超えない範囲内で、規則で定める区分に応じて、規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とし、同条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とし、知事が離職した場合の同条例第21条の3の規定の適用については同条中「任命権者」とあるのは、「知事」とする。

2 知事に対する期末手当の支給については、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）第4条から第6条までの規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。

新 旧 対 照 表 (第4条関係)

新  
知事等の給与、旅費等に関する条例（抜粋）

旧  
知事等の給与、旅費等に関する条例（抜粋）

第2条 給料は別表第1及び別表第2に定める額とし、給料以外の給与は通勤手当、期末手当及び退職手当とし、次項に定めるもののほか職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当の算出の基礎となる額は給料月額及び給料月額に100分の45を超えない範囲内で、規則で定める区分に応じて、規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とし、同条例第21条第2項中「6月に支給する場合には100分の126.2、12月に支給する場合には100分の126.3」とあるのは「100分の167.5」とし、知事が離職した場合の同条例第21条の3の規定の適用については同条中「任命権者」とあるのは、「知事」とする。

2 知事に対する期末手当の支給については、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）第4条から第6条までの規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例第21条第2項中「6月に支給する場合には100分の126.2、12月に支給する場合には100分の126.3」とあるのは「100分の167.5」とする。

第2条 給料は別表第1及び別表第2に定める額とし、給料以外の給与は通勤手当、期末手当及び退職手当とし、次項に定めるもののほか職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当の算出の基礎となる額は給料月額及び給料月額に100分の45を超えない範囲内で、規則で定める区分に応じて、規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とし、同条例第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の170」とし、知事が離職した場合の同条例第21条の3の規定の適用については同条中「任命権者」とあるのは、「知事」とする。

2 知事に対する期末手当の支給については、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）第4条から第6条までの規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の170」とする。